

第3回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成26年5月15日（木）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

１．開　　会

○委員長　会議を始める時刻となりましたので、ただいまから、第３回子どもの権利委員会を開催いたします。

現在、１２名の委員が出席しておりますので、会議は成立しております。

なお、既にクールビズの時期に入っておりますので、私も意識的にネクタイを外させていただきましたが、ほかの皆さんも、どうぞ遠慮なく、そうしていただければと思います。

それでは、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長）　本日は、西井委員から欠席のご連絡を、梶井委員から遅参する連絡を受けております。

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、資料１から資料５でございますけれども、お手元にない方はお知らせ願いたいと思います。

なお、資料３の別紙２については、一部、内容を修正しておりますので、机上に配付させていただいております。また、資料３の１１ページで、口頭での修正とさせていただきたいと思いますが、中段に表がございまして、区分で、子どもアシストセンターのリーフレットの主な配布先に新中学１年生全員という文言が抜けておりましたので、そちらの追加をお願いしたいと思います。

また、調査結果の報告書を机上に配付させていただいております。

以上でございます。

○委員長　連絡事項をありがとうございました。

２．議　　事

○委員長　それでは、早速、会議を進めていきたいと思います。

本日の議題は、次第にありますように、（１）が札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成２５年度取り組み状況の報告について、（２）が子どもの権利に関する推進計画についての２点となっております。

終了時刻は１８時３０分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

まず、議題（１）の審議に入りたいと思います。

この議題に関する説明を事務局から受けたいと思いますけれども、既に資料は郵送されておりますことから、総括の部分と内容については主な点を抜粋してお願いしたいと思います。

なお、本日は、議題（２）の時期計画についても時間を割きたいと思っておりますので、目安として、議題（１）に関しては１７時１５分ころには終わらせたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長）　それでは、お手元の資料３に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

表紙を1枚おめくりいただきますと、左側が目次となっており、その上ですが、平成22年度に策定いたしました札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念を掲載させていただいております。この推進計画をもとに、子ども未来局や教育委員会が中心となりまして、子どもの権利に関するさまざまな施策を進めているところでございます。

本日は、推進計画の基本目標の体系に基づきまして、主な取り組み状況を報告させていただきます。

まず、1ページでございます。

子どもの権利に関する取り組みの総括といたしまして、推進計画の基本目標1、子どもの意見表明・参加の促進と、基本目標4、子どもの権利を大切にする意識の向上の主なものといたしまして、子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進でございます。

一つ目の丸の子どもの参加の促進でございます。

子どもサポーター養成講座や子どもの権利推進アドバイザーの実施といった事業などのほか、奈井江町との子ども交流事業がございます。詳細は5ページの下の方に掲載させていただいておりますけれども、奈井江町につきましては、道内で最も早く子どもの権利に関する条例を制定いたしまして、子どもたちがまちづくりにかかわる取り組みを行っていることから、子どもの参加に関する取り組みを一層進めることを目的に、子ども同士の交流を新たに行ったものでございます。

1ページに戻っていただきまして、二つ目の丸の理解促進でございます。

広報啓発資料としまして、子どもの権利条例に関するパンフレットを、学校を通して子どもへ配布しているほか、絵本の作成と子どもまちづくりコンテストを新規事業として行ったところでございます。絵本につきましては、11ページの中段に詳細を掲載させていただいておりますが、子どもの権利について、幼児や小学校の低学年から触れていただくとともに、子どもへの読み書きせなどを通して、保護者や子どもにかかわる大人の方に子どもの権利への関心を高めていただくため、作成したものでございます。

次に、子どもまちづくりコンテストの詳細につきましては、12ページの中段に掲載しております。こちらは、地域で子どもにかかわる活動を行っている団体から、子どもがかかわる新たな提案を発表するものでございまして、発表された提案のうち、二つの事例が地域において実施されているところでございます。

また、1ページ目に戻っていただきまして、三つ目の丸の子どもに関する実態意識調査の主な結果をまとめております。

この調査につきましては、昨年12月から今年の1月にかけて、大人、子どもそれぞれ5,000人、計1万人を対象に実施したものでございます。前回は、平成21年度の実施となっております。

主な結果でございますけれども、表の①の「子どもの権利が守られている」で、そう思うと回答した割合が大人、子どものいずれも増加しております。

続きまして、子どもへの設問でございますけれども、②の「自分のことを好きだと『思

う』」で、そう思うと回答した割合が12.2ポイント増加しております。

続きまして、子どもの権利条例の認知度についてでございますが、③の「条例を『知っている』」につきましては、大人、子どもともに増加しておりますが、④の「③のうち、内容についても『知っている』」の割合につきましては、わずかではありますが、減少しております。

なお、報告書の最後に、別紙1として調査の概要を添付しております。

これらの結果を踏まえました総括でございますが、ただいまの報告のとおり、主な内容については、前回調査を上回っております。条例に基づき進めてきた子どもの権利に関する施策によって、子どもがさまざまな場面で自分の意見を述べるできるようになり、このことによる子どもの自己肯定感への影響が認められたところでございます。

また、子どもの権利条例の周知を進めることで、これまでは漠然と捉えていた子どもの権利への関心が高まり、子どもの自己肯定感に対する認識も変化するなど、条例制定に一定程度の成果があったものと考えております。

しかしながら、条例の内容についても知っているという理解度の減少をはじめとして、現状の課題も明らかとなったことから、これらを踏まえて、次期子どもの権利に関する推進計画を策定するとともに、各種施策の推進を通じて、子どもの権利の保障を一層進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページでございます。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の総括につきましては、後ほど、吉川代表救済委員からご説明させていただきます。

続きまして、3ページ目の推進計画の基本目標2、子どもを受け止め、育む環境づくり、基本目標4、子どもの権利を大切にする意識の向上に関する教育委員会の取り組みでございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動が各学校において一層図られるよう、さまざまな教職員研修を実施しており、その内容では、子どもの権利を大切にした教育の推進や指導のあり方を初め、いじめや不登校への対応や、ピアサポートに関する講義、講演などを実施しております。

教職員研修につきましては、子ども未来局の職員なども講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局の連携を進めております。

また、3番目の丸でございますが、人権教育推進事業の研究課題として、子どもの権利に関する研究を位置づけ、下表のとおり、4校の研究推進校において研究を実施しているところです。

以上が平成25年度の総括でございます。

4ページ以降につきましては、推進計画の体系に沿って、具体的な取り組みについて掲載しております。

私からの報告は以上でございます。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員）　続きまして、子ども権利救済機関、アシストセンターの活動報告をさせていただきます。

資料3の2ページを見ていただきたいと思います。

25年度は、実件数で1,035件、延べ件数で3,247件の相談を受けております。

相談は若干減少しております。特に減少している内容を分析しますと、表の下のように書いていますように、Eメールによるものが減少していると言えます。相談の実件数そのものはそんなに変わっていないのが実情でございます。

それから、25年度の特徴としましては、調整活動が非常に多くございました。特に、学校を調整先とする案件が17件ございまして、昨年度の倍の調整を行ったことになっております。

それから、救済の申立てですが、これも例年で1件くらいしかないところ、25年度は5件と非常に大きな件数になっております。

それから、自己の発意による調査も継続しておりまして、無戸籍児童の行政サービス上の不利益を調査しております。

この関係は、別紙2にもう少し細かく書いてあります。そこに、今述べたことのさらに詳しいものが載っておりますので、見ていただきたいと思います。

かいつまんで言いますと、実件数は余り変わっておらず、子どもの相談もお母さんの相談も多いという傾向も変わっておりません。それから、中学生からの相談が非常に多いと言えます。

それから、次のページになりますけれども、アシストセンターでは、これは権利侵害の問題がありそうだというものについては、内部的な基準ですが、留意ケースということで、注意するものをチェックしており、それによって、権利侵害があるものをできるだけ見逃さないという立場でかなり努力しておりまして、そういう結果から調整活動が倍増したということになっているのではないかと考えております。

それから、相談内容は例年とあまり変わっておりませんで、学校の問題が一番多いという状況です。

また、調整活動について若干触れますと、3ページ目になりますが、児童相談所に通告するのは4件しかなくて、学校活動の調整活動が17件で、実質的にはこれがセンターの活動の柱になっているのですけれども、25年度は行ったということが言えると思います。

それから、救済の申立てです。確かに5件と多いのですけれども、必ずしも傾向として言えるわけではなくて、25年度だけ多かったのかもしれませんが、救済の申立てについても引き続きしっかり対応していきたいと考えております。

さらに、自己の発意による調査ですが、センターのほうで問題があると考えられるものについて、申立てがなくても行うものです。これも、今後は積極的に活用していこうと考えております。

いずれにしても、25年度は、相談もありまして、調整活動を非常に活発に行ったとい

うことが言えると思います。

以上です。

○委員長 説明をどうもありがとうございました。

それでは、質疑あるいは意見交換に移りたいと思います。

前回ご説明いただいた調査の結果などもこの中に盛り込まれておりますけれども、この報告書以外の結果については、次の議題でも説明があるということですので、まず、この報告書について質疑や意見交換を行っていききたいと思います。

意見等をご自由にお出しいただきたいと思います。

○A委員 Aでございます。

メールの相談については、具体的に、どのような相談が多く、どのように回答されているのかという例を二、三ご紹介いただけたらと思います。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） メールの相談は、非常に多岐にわたっていて、いろいろなものがございます。例えば、こちらが一番神経を使うのは、死にたいというメールが来る場合がございます。これは、そういうメールが来たときにはどういう対応をするかということも研究しながら回答しておりますが、どういう状況なのかを確認して、それについての適切な対応ができるように考えております。

また、メールの中身では、友達に嫌われたとか、お父さんとお母さんがけんかをしているけれども、自分はどうしたらいいかというものもございます。さらに、いじめの問題や不登校の問題など、本当に全ての問題についてのメールの問い合わせが来ます。

メールの特徴としては、1回の問い合わせはごく簡単なものが多いです。それに対して、いろいろな形で相談を受ける側から回答するのですけれども、一つ一つ会話をするようなことで、メールによる対話をしていくことになります。それを繰り返しますので、メールの回数も重なります。

ただ、最近の特徴として、メールによる相談が減少したと先ほど言いましたが、どうしてそういうことが起きているのか、心配しております。メールでも何でもいいので、相談をいただければ我々も何とか前に行けるのですけれども、相談がないと心配なので、どうしたのかなと。

これはご質問の範囲ではないかもしれませんが、メールが減少した要因の一つは、今は、スマートフォンによって、自分たちの仲間だけでやりとりをしているので、そこで主に話をされているのではないかという分析をしているところでございます。

○A委員 どうもありがとうございました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 1ページ目の理解促進の絵本の「おばけのマールとすてきなまち」についてですけれども、来週月曜日の5月19日に、エルプラザで開放図書館の総会が行われるのですが、司書さんや運営委員長が皆さん集まりますので、そこでの広報は考えていらっしゃるかなと思っております。100を超える開放図書館があり、独自で本屋さんで買っ

ているとカウントはできないと思うのですが、絶対に置いていただきたいですし、子どもたちに手にとってもらいたいと思っていますので、その辺の広報はお考えいただけませんかと思いました。

○委員長 これは、事務局への質問ということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ぜひ相談させていただきたいと思っています。

○Ｃ委員 救済の関係で教えていただきたいと思っています。

救済の申立ては、前年度は５件ほどということで、ほとんど私立高校絡みのものが多いと思うのですが、具体的にどの程度まで調整に入られるのでしょうか、答えられる範囲でお願いします。

例えば、札幌市内に居住する高校生で、札幌市外の小樽の市立高校や当別の公立高校などに通うとか、そういう場合も救済の対象になるのかどうかということです。

○委員長 今の質問に対して、答えられる範囲でお願いします。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） 資料の別紙２の４ページを見ていただきたいのですが、２５年度の救済申立ての案件が５件出ておりまして、私立高校の問題が４件入っております。これは、いずれも、札幌市内の高校生で、札幌市内に居住している方についての問題でございます。

どういう内容なのかというと、退学の問題でございます。いじめをした子どもに対して、学校では退学を勧告するというので、ご両親が相談に来て、子どもさんも相談に来て、何とか退学にならないようにと。そのことだけではなくて、こちらでできる範囲がございまして、いろいろ聞いてきましたところ、手続的に、もう少し丁寧に、退学なら退学になるだけの事情の説明や手続を踏んだほうがいいのではないかとということが考えられましたので、そういうことを中心に、学校に対して相談員と調査員の方に行っていただいて、各種事情を聞いて、調査をしたという状況でございます。

これについては、学校も、内容的には十分聞いていただいておりますが、結論的には、学校側の事情もございまして、聞けるものと聞けないものがあるということになりましたけれども、特に、私立高校なので、内容的に調整を一切受け付けないということはございませんで、それなりに対応していただいております。

そのほかの私立高校の場合も同じように、きちんと対応していただいて、特に、私立高校なのでこちら側の言い分を聞かないということはなく、真摯に対応していただいているという状況でございます。

○Ｃ委員 そうすると、学校と相談していただいた方との中に入って調整や調査を行うということですね。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） そうです。

○Ｃ委員 では、市外の高校に通うというのはどうですか。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） そういう問題は今のところ出てきていませ

ん。こちらのほうは、基本的に子どものためにできることがあればと考えておりますので、具体的にそういう問題が出てきたときには、改めて……。

○C委員 一応、対象の範囲内と考えているのですか。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） 私は、そのように理解をして、できるだけやれることはやろうと考えております。

○委員長 ほかの委員はいかがでしょう。

○D委員 子どもに関する実態等意識調査についてお伺いしたいのですが、この3番目に、条例を知っているかどうか、またその内容についてもどうかという設問がありました。前回の21年度と今回の25年度を比べましたら、条例を知っているというのは若干上がっていますが、内容について知っているというのは逆に下がっております。私自身、地元の小・中学校の学校評議員をやっております、この評議員会は年2回やっておりますが、その中で、子どもの権利ということは出てきておりません。また、学校便りが毎月定期的に送られてきます。これは、どちらかというと保護者向けに発行されていると思いますが、毎月発行されている学校便りの中にも、紙面上の問題もあるのでしょうか、何ら打ち出されておられません。それがこういう結果になっているのかと思います。学校教育における理解促進に向けた取り組みも今はあわせてやっているとお聞きしたのですけれども、現在、学校関係でこの取り組みに向けてやっている中では、今後、保護者に向けても内容について理解していただく努力をこれからされるのでしょうか。今はどういう状態なのかというあたりをお聞きしたいと思いました。

○委員長 事務局からお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 保護者の方に対しましては、これからは充実した取り組みを進めていきたいと考えております。

○D委員 これからということですね。今までは余りされていなかったということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） やっていなくはなかったのですが、十分ではありませんでした。この調査結果を見て、もう少し進めていかなければならないと思っております。

○D委員 私がこの委員会に所属しまして、条例は知っているということですが、その内容については皆無に等しいものがあつたので、自分自身、じれったい面があつて、お聞きしました。よろしくお願いします。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○E委員 今のD委員の話ともかかわるのですが、私は、市立太平南小学校の公開授業を見てきたのですが、それは人の命にかかわる非常にいい授業だったのです。ただ、残念だったのは、札幌市は子どもの権利を守っている市なのですよという言葉がなかったのです。命は大事だという授業はとてもよかったのですが、子どもの権利という言葉がないと、こういう授業をしても、子どもの中になかなか入っていかないのではないかと感じました。

○委員長 その点で何か言えることがあればということで、事務局にお尋ねをされたので

すね。

○E委員 はい。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 大切なことだと考えております。次年度も研究授業等を行っていきますので、そういう部分も含めて行っていきたいと思います。

○F委員 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について、その内容については、学校にもいろいろ配っていただいて、それを家庭にもお伝えしている場面はあるのですが、平成21年度から繰り返していく中で、家庭にはだんだん伝わっている部分もあると思いますが、学校の中でももっと取り上げて、授業の中でもきちんと取り上げなければならないのかなと感じました。先ほど、学校評議員会では一回も話題になっていない、学校便りにも載っていないと言われたので、そういうことも心がけていかなければならないと思いました。これは、学校現場で努力できることかと思いますが、教育委員会と相談しながら取り組んでいけると思いました。

子どもたちが市政に参加できるということで、学校にも市のいろいろな部局から、子どもの意見を問うようなものが来ているのですが、その中で、去年、何回かお願いしていることがあります。小学校の高学年を対象に来るのですが、子どもたちがそのまま読んで答えるには難しい表現があるということで、大分直していただいたのです。せっかく子どもたちが答えるので、全員が授業でそれに取り組むというより、こういうものが来ていて、自分の考えを表明できるよと預けてしまう部分が多かったと思います。しかし、子どもだけで読み取るには非常に難しかったりするので、子どもが自分で読んで、ある程度理解できる、当然、家に持って帰って家庭の保護者と一緒にやられる場面もあると思います。今後も、子どもたちの意見を問う場面では、表現や内容を考えていただきたいと思います。きっと、つくられているのは学校現場にかかわらない部署の方だと思うので、難しい言葉であったり、問い方についても考えていただければ、子どもたちは、もっと答えやすくなって、参加しやすくなると思います。今後は、そんなふうに進めていただければとありがたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問等がありましたら出していただければと思います。

○E委員 かけ離れているかもしれませんが、これを見ていると、小学校以上のお子さんに対しての報告ですが、子どもというと、おなかの中にいるときからだと思います。そういうところの報告は載ってこないのでしょうか。

○委員長 事務局から答えることはできますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 取り組み状況報告の12ページをごらんいただきたいと思います。（3）のところに出前講座等とあります。ここでは、子育てサロンの利用者や、ボランティア、PTA、校長会などがございますが、こちらで子どもの権利や救済機関に関する講座を実施しております。

○委員長 今のお答えに対して、E委員、いかがでしょうか。

○E委員 これをもとに、次期の計画の中で意見を言っていけばいいのだなと思いました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

救済委員が来られる委員会はこれ1回だけなのです。そういう意味で、せっかくの機会ですから、救済委員に対して質問をしていただけるといいのではないかと思います。多分、救済委員の方は待っていると思います。いかがでしょうか。

○副委員長 資料3の2ページのところで、調整活動が21件とありまして、学校関係が17件で、児童相談所に対して4件とあります。児童相談所に対する調査というのは、具体的にどのようなケースなのか、教えていただければと思います。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） 質問をどうもありがとうございます。

児童相談所には、児童虐待があった場合に通報をしなければいけないという決まりがございます。いろいろな相談の中に、内容的に虐待の事案があるのです。これについてアシストセンターに相談が来た場合は、基本的にすぐに児童相談所に連絡をしております。内容的には、こちらでもいろいろと確認したりということがございますが、まずは通報しております。ただ、全てのケースを通報しているわけではなくて、これは通報しなければいけないという内容のものについて通報したものが4件あったということです。

あとは、先ほど言った17件は、通報だけではなくて、こちらで積極的に学校との間に入って、学校に何度も行ったり、相談者から事情を聞いて調整をしていくという活動しております。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 今、救済委員に質問をしたら、うれしそうに答えてくれましたので、ほかの委員はいかがですか。

○G委員 最初のほうで、メールでの相談件数が減ったとおっしゃっていましたが、これは●●（無料通話・メールアプリの商品名）の存在が大きいのではないかと個人的には思います。例えば、グループトークというものがあるのですが、そこでクラス全員で話しているのに、1人だけいなかったということがある。そして、相談したいと思っても、今はメールアプリを使わない人も中にはいるのですが、それは●●だけで全て用事が済んでしまうからです。電話番号もわからないのです。●●は無料なのに対して、電話での相談はお金がかかるかもしれないということで相談しにくいところがあると思うのです。ですから、メールだけではなくて、●●も公式アカウントがあるので、そういうところも考えてみてはどうかと思います。お金が結構かかってしまうのですが、そう思いました。

それから、アシストセンターと関係ない話になってしまうのですが、資料3を見て非常に驚いたのが、新川高校が載っているのです。お伺いを立てて載せていただいたわけではないと思いますが、実は、生徒会の副会長として、この業務のほとんどにかかわらせていただきまして、いろいろなことを行っただけですけども、やはり、高校生みずから企画して実行させるというのは、かなり難しいところがあります。札幌市の特に市民自治推進課の方にはお世話になったのですが、こういうことが大事だと思うのです。今年もやりたい

と考えているのですが、高校生全員が集まれる環境づくりも難しくて、そういうボランティアもボラナビなどで探してみるのですが、やはり少ないので、これからも札幌市の方々と連携していければと思います。

活動報告も自分でつくらせていただいたのですが、軽く自慢をします。

こういうことも継続していただけたらと思います。

○委員長 今、G委員から、一つは救済委員に対する意見がありました。もう一つは、教育委員会に対してでしたね。

○G委員 お答えはいただかなくていいです。これから方針を考えていただければということです。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） G委員のお話を聞いて、なるほどと思いました。実は、メールによる相談が減ってきているのは、●●の存在が非常に大きいのではないかという推測を持っていたのですが、実際のところはよくわからないので、これから調査しなければいけないと思っております。

●●は、いつも回答しなければいけないとか、かなり忙しいようですが、●●の話し合いで子どもたちの悩みがある程度解消されているのではないかと、いろいろなことが考えられます。メールによる相談も私たちの大きな分野の一つですが、一方で、電話による相談はそんなに減っていないのです。ですから、本当に困った方は電話でも面談でも来るというふうに考えられます。メールによる相談の問題点は、匿名であるということです。どこにいるかわからないということがありますが、本当に必要なものについてはアシストセンターに来ているのだと思います。ですから、メールによる相談が減っているから深刻だと思っていないのですけれども、全体として相談が多いほうがいいと思っておりますので、メールについても、これからもっと工夫して、お金もかかるのですけれども、公式なものも、今、事務局の方々が検討していくことになっていくと思います。そういう形で相談もやらなければいけないと思います。

いずれにしても、権利救済機関としては、札幌市の子どもが少しでも被害に遭わないように、いろいろな形で問題を吸収していかなければいけないと思っています。この問題についての指摘をどうもありがとうございました。

○C委員 勉強のために教えていただきたいのですが、具体的なケースで、17歳くらいで、高校に在学していないお子さんで、緊急の保護を求めるような電話がかかってきた。そして、家族の支援も得られないような場合で、時間は19時半くらいと。それは15時でも16時でもいいのですけれども、そういうケースがあるのかないのかは別として、もしそういうことがあった場合にはどういう対応をされるのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） それは非常に難しい問題です。今言われているのは、非常に切羽詰まった状態だと思います。17歳ですから、子どもの相談としては十分成り立つわけですが。相談として受けるのは十分可能ですが、すぐにこちらが対応で

きるかという、そういう施設を持っているわけではないので、緊急性がある場合は、相談員の方は、できる範囲の連絡を考えるとと思うのです。例えば、警察に連絡をするとか、児童相談所に連絡をするとか、民間の施設にご連絡するとか、弁護士会では子どもシェルターもごございますので、そういう中で一番適切なものを考えて対応することになると思います。

○Ｃ委員 それは、児童相談所の電話番号を紹介するとか、警察の電話番号を紹介するというだけではなくて、もしお子さんが直接保護を求めてきたら、例えばアシストセンターに来てもいいよという話までされますか。

○事務局（吉川代表子どもの権利救済委員） できるだけのことをするように準備して対応できると思うのですが、人的な限界とかやれる範囲の限界がございます。多分、そのときには、相談員の方だけでは難しいと思います。特に、先ほどの設定だと時間がかかり遅いですから、そのときには救済委員がいません。そうすると、救済委員に連絡をするということも含めて、緊急的な対応を考えなければいけないというふうになると思います。

そういう意味では、すぐに満足のいくような回答にはならないかもしれませんが、できるだけのことはやろうと思っております。

○Ｃ委員 不測の事態が想定されたときの緊急作成マニュアルのようなものは作成されていたほうがいいと思います。

○委員長 今の問題は、全国で子どもの救済委員の制度をとっているところがあるので、そういうところでどうなっているかというあたりも事務局のほうで調べてみていただければと思います。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） この辺については、救済委員の間でも、対応を確認したり、また、他機関の状況なども見てみたいと思います。また、児童相談所などの対応もございます。今のお話ですと、その中で一時保護ができるのか、女性であればレパリカに話を持っていくとか、今すぐということになるのか、何とか連絡を確保しながらということになるのか、その辺はこちらでもいろいろ勉強させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

一応、予定していた５時１５分になっていますが、この際、どうしても聞いておきたい、あるいは意見を述べたいという方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、毎年の報告につきましては、この辺で一旦終えまして、議題（２）に移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 吉川代表救済委員と市川救済委員は、ここで退席させていただきたいと思います。

〔吉川代表子ども救済委員、市川子ども救済委員は退席〕

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、次期子どもの権利に関

する推進計画について、資料４に基づきまして説明させていただきます。

２月に開催しました第１回目と前回の委員会の説明では、本年度に策定するほかの計画と次期子どもの権利に関する推進計画を統合することで、札幌市が策定する子ども施策に子どもの権利の視点を行き渡らせることとしておりましたけれども、前回の委員会での議論をもとに、今回、改めて資料を作成しております。

まず、計画の名称でございますけれども、前回は仮称として子ども・子育て支援事業計画としておりましたが、子どもの権利に関する推進計画として個別の計画としております。

次期計画の位置づけについて最初に説明させていただいたので、右下の全体イメージの部分をごらんいただきたいと思います。

次期計画につきましては、子どもの権利委員会での審議を踏まえて策定するという従来の進め方と変更はございません。しかし、平成２６年度に終了する子ども未来プランと法に基づく新たな子ども・子育て支援事業計画と統合して、子どもに関する総合的な計画を策定する必要があり、札幌市は、子どもの権利条例を制定しているまちとして、そちらの計画にも子どもの権利の理念を盛り込む必要がございます。

したがって、個別に策定した推進計画をそのまま入れ込み、基本目標１として位置づけることとし、その際には、全体計画との表現の整合性を図りたいというふうに考えてございます。

続きまして、計画の体系についてでございますが、四つの基本目標を三つに整理し、基本目標１と２については、前回の説明のとおりでございます。

今回修正したのは、次期計画の基本目標３でございますが、こちらが現行の基本目標２の子どもを受け止め、育む環境づくりと、基本目標３の子どもの権利の侵害からの救済をあわせたものとしており、基本的には、現行計画をそのまま踏襲しているところでございます。

前回、不登校をネガティブなものとして捉えているのではないかとのご指摘をいただいておりますが、子ども未来局といたしましても、現行の推進計画で新規事業として実施したフリースクール等への補助を行っているところでもございます。そうしたことから、対策という表現は適切さに欠いて点が否めませんので、今回、修正をさせていただいております。

また、地域の視点が欠けているのではないかとのご指摘をいただいたところでございますが、こちらにつきましても、非常に重要な視点であることは変わらず、その認識は当然持っていたわけでございます。前回の資料ではそれが明確ではなかったため、今回、子どもが安全で安心に過ごすための地域づくりということで、現行計画を引き継ぐ表現に修正させていただいております。

前回の説明では十分伝わり切らない面がございましたが、子どもの権利委員会での審議を踏まえまして、子どもの権利に関する推進計画を策定するという点では現行計画と同じであり、前回の委員会のご指摘を受け、それがより際立つよう、市民に対して子どもの権

利を前面に出しているということで、今回、資料を修正しております。

計画全体についての説明は以上でございます。

続きまして、子どもに関する実態意識調査について、資料5に基づきましてご説明させていただきます。

前回の委員会におきまして調査の概要をご説明いたしましたが、本日は、先ほどお渡ししました全調査結果から主要な調査結果と、前回の委員会においてご質問いただきました項目を補足した資料で、改めて調査概要の資料を作成いたしました。先ほどの議会報告での資料や前回資料等と重複する部分もございますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、認知度に関する項目でございます。

資料の1ページでございますが、前回報告時と同じグラフで、次ページに年代別の詳細なデータを添付いたしております。そして、1ページ目の上から3行目については、お手元の報告書の関連ページとなっております。

次に、資料の3ページと4ページでございますけれども、権利条例の大人の年代別認知度を子どもの有無で分析したものでございまして、報告書をさらに詳細に分析したものとなっております。

3ページのグラフは、各年代別の認知度の分布で、上段は子どもがいる、下段は18歳未満の子どもがいない方たちの回答となっております。また、グラフの左のNは、回答数をあらわしたものです。

前回の資料では、30代での認知度の低さが課題でございましたが、子どもの有無で見ますと、30代だけではなく、上から四つ目の40代の子どもがいない集団での認知度の低さも顕著となっております。また、二つ目と三つ目のグラフの20代と30代では、子どもがいる集団でも認知度が50%を下回っており、若い親の世代に大きな課題があることがわかりました。その原因は、今回の調査だけでははっきりとしませんが、資料の5ページに掲載いたしました年代別の新聞を購読している割合の資料によりますと、同様に、20代から30代にかけて、その割合が低いことから、この世代特有の社会への関心の持ち方にも関連があるように思われます。

次に、資料の7ページをごらんください。

大人の条例の認知度と子どもの権利が守られているか否かの相関関係をあらわしたグラフでございます。左側が条例を知っている方、右側が条例を知らない方たちの回答でございます。

条例の認知度により、子どもの権利が守られているかわからないとする回答が25.3%と53.5%と大きく異なっております。大人が条例を知ることで、子どもが置かれている状況を理解し、子どもの権利が守られているか否かを判断できるようになっていることから、ここに権利条例を制定した成果の一つがあらわれているのではないかと考えております。

次に、資料の 9 ページからは、子どもの意見表明や自己肯定感に関する項目でございます。

9 ページをごらんください。

子どもの権利について、大人の意識を前回調査と比較したものでございますが、全ての項目で、前回の調査よりおおむね参加に肯定的な回答となっております。

少し飛びまして、資料の 11 ページ、参加への環境について、子ども、大人がどのように感じているかを前回調査と比較したものでございますが、子どもは大幅に向上しているのに対し、大人はやや減少しております。

13 ページ、14 ページは、前回報告の資料に回答数を入れ、グラフの表示方法を見直し、相関関係をよりわかりやすくしたものでございます。

最後に、資料の 16 ページをごらんください。

子どもの権利が守られているかどうかについてです。

グラフは、前回報告時に、全体として権利が守られているという回答がありながら、個別には自分らしく生きる権利や参加する権利の分野で前回調査よりむしろ侵害されていると感じるという一見矛盾した結果についてご質問がございました。この点につきまして、報告書をさらに詳細に分析いたしました。どのような集団でも、前回より、1 人が回答した数がふえてございまして、また、質問票の体裁を変更したことが影響した可能性もございます。次回の調査では、こういった場合に因果関係がわかるような質問項目の検討が必要であると考えております。

一方、次の 17 ページをごらんいただきたいのですが、今回、大幅に回答がふえた分野につきまして、自己肯定感への影響が大きいと思われる項目が多かったことから、自己肯定感と各権利が守られていないと感じるか、相関関係を調べました。グラフの青は、自己肯定感が高いグループの回答割合で、赤は、自己肯定感の低いグループの回答割合でございます。例えば、グラフの左側の自分らしく生きる権利の 7、かけがえのない自分を大切にすることについては、自己肯定感の高い集団では、10.8%しか守られていないと感じなかったのに対し、自己肯定感の低いグループでは、21.3%が守られていないと感じております。ここにお示しした他の権利も全て自己肯定感の低いグループのほうが権利を守られていないと回答する傾向がございまして、今後、この分野の権利を守っていくためのポイントがあると考えられます。

資料の 18 ページは、アシストセンターの認知度につきまして、前回報告時のグラフの表示方法を見直したものとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

まず、改めて、計画の位置づけを確認させていただきます。

これまで、次期の計画は、子どもの権利の計画と子育て支援の計画が一つの計画となるということで説明を受けておりましたけれども、前回の会議の中で、我々の間で改めて意

見交換を行ったところ、各委員から、統合することで子どもの権利の部分が弱まるのではないかという意見が大勢となりました。そこで、これを踏まえて、今回、事務局から案が示されました。

したがって、今回の案では、現行計画をもとに、子どもの権利委員会での意見を踏まえ、子どもの権利に関する推進計画として策定すると同時に、他の計画の基本目標としても位置づけ、他の子どもに関する計画と並んで、総合的な計画として位置づけることで、子どもの権利がより強調されたものとなっておりますが、その点はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それではまず、資料４について意見交換をしていきたいと思います。

前回の会議を踏まえた修正もありましたので、計画の体系についてはこれでよろしいでしょうか。質疑も踏まえて、ご意見のある方はお願いしたいと思います。

○Ｅ委員 広報と普及ということですが、前回のところで、３０代の方などで、知っている方が余り多くなかったということがあります。では、どうしたらいいかということが普及活動の充実というところに出ていると思います。ここでは、出前講座とか職員の充実ということになっておりますが、もし外部にこういうことができる団体があるのでしたら、そういうところを使うというのも一つの手ではないかと思うのです。

私は余り広く知らなくて、ＣＡＰくらいしかわかりませんが、きっと、この委員の中には、子どもの権利に関することをやっている団体を知っている方もいると思います。ぜひ、今までもあるようなツールを使ってやってはどうかというのが私の意見です。実際に、石狩や千歳ではそういうものを学校に入れてやっているところがあると思いますので、そこは検討していただきたいと思いました。

○委員長 今の意見の関係で、何か情報を持っている方はいらっしゃいますか。

事務局はどうですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 次回に、調べたものを皆様にご提供させていただくということでよろしいでしょうか。

○委員長 ということですが、よろしいですか。

○Ｅ委員 ほかの委員はどうでしょうか。次回に話したほうがいいですか。

○委員長 委員の皆さんの中で何か情報をお持ちの方はいらっしゃいますか。

その点について情報が余りないようであれば、次回、事務局がその情報を示してくれると思いますので、それをもとに話していったほうがいいと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○Ｃ委員 これは、何度も議論されていて、十分説明いただいていると思いますし、そもその話で大変申しわけのですが、私は勉強不足ですので、改めて教えていただきたいと思います。

次期計画案で現行の基本目標２と３を統合したのはなぜでしたか。相当説明されていると思いますが、改めて教えていただけますか。つまり、四つあったものが三つになって、

2と3が統合された経緯は何でしたでしょうか。

○委員長 今のことにに関して、説明をお願いしたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 現時点で、事務局として、仮の課題整理から三つとさせていただいておりまして、今日の委員会での議論で、子どもの権利の計画の実現のために、基本目標を四つ以上とする必要がある場合には変更したいと考えております。

○C委員 そうではなくて、あえて三つにしたところの意図を教えてください。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 前回の資料でもお示したときに、課題1、2、3と整理しまして、その中で2と3を統合したということです。

○C委員 ですから、その根拠を教えてください。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 育成部長の浦屋でございます。

今、課長からも説明させていただきましたが、今回、実態意識調査で、課題を三つ挙げさせていただきました。その課題の3番目は、子どもの権利について守られていないものはどれかということで、いじめ、体罰、虐待に関する子どもの権利が一番侵害されているというような課題が浮き彫りになったところでございます。この前の子どもの権利委員会で、子どもを育む環境についての答申もいただいております。その中では、アシストセンターの機能も含めた安心した居場所ということで、総合的な答申をいただいておりますので、それをまとめて、今回は基本目標3として、それらを包括した、答申を踏まえた形でつくりたいという事務局の当初の考えでまとめさせていただいております。

○C委員 毎回出ている割には理解力が低くて申しわけありません。

前にも話したように、いじめの問題や、権利が守られていないという回答が多い部分は、しっかり救済するような仕組みが確立されていることが非常に重要であると思っていただいております。そういう意味では、現行の基本目標3の救済の部分がどちらかというと2に吸収されていくような印象を受けたものですから、これは特出しをしておいたほうがいいのかと今も思っております。

○委員長 今、C委員から、現行の基本目標3の部分が大事ではないかということで、この部分が次期計画で薄められてしまっているということです。

○C委員 特に、現行の基本目標3の基本施策2の権利侵害を起こさない環境づくりというものを施策の中でしっかりうたっているのは、とても重要なことだと思っていました。それが、次期の計画では丸くらのポジションに移動しているので、今、委員長がおっしゃったように、ちょっと薄まってこないかという思いです。

○委員長 その点がすごく心配なので、次の計画の中でもきちんと示すことが必要ではないかというご意見かと思っております。

その点について、ほかの委員からお願いします。

○B委員 私も、C委員の意見に賛成です。

次期計画の基本施策1に子どもの権利の侵害からの救済と書いてあるので、丸印までは下がっていないと思いますが、基本目標3の子どもを受け止め、育む環境づくり、この環境づくりの中に救済するシステムが組み込まれるのだと思うのですが、基本目標3の太字の部分に、侵害からの救済というニュアンスの言葉が入るくらいは打ち出したほうがいいかなと思います。

○委員長 基本的には、C委員の考えに賛成ということですね。

○B委員 はい。

○委員長 そういう意味では、それを示すような言葉が次期計画では必要だということですね。

ほかの委員はいかがですか。あるいは、C委員からどうぞ。

○C委員 僕はそう思っています。

特に、先ほどから出ていますけれども、権利侵害を起こさない環境づくりというのは、学校等を含めた教育現場での普及啓発や指導教育というところが非常に重要で、それも、次期計画案を見ると、少しボリュームダウンしているような気がします。前半の議論でもありましたけれども、現行でも、学校で配布されるものに際立った表現は余り見られないというお話がありましたから、その辺はどうなのかという思いがあります。

○委員長 E委員、何かございますか。

○E委員 私は、ゼロ歳児から、小さい子どものことが気になります。啓発活動の実施とか、家庭がすごく大事だと思っているのです。ですから、その言葉がどこに吸収されてしまったのかなと思っていました。子どもが安心して過ごすことができる学校や施設づくりというところかと思ったのですが、下のところでは家庭とは書かれておりませんし、広場や遊ぶところもあります。それはどこに入ったのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○委員長 今、質問が出ましたので、事務局から答えてください。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本目標1、基本施策1の広報・普及活動の充実というところの保護者、子育て世代を意識した出前講座の実施というところに盛り込んでおります。

○委員長 E委員、どうですか。

○E委員 これだと、出前講座だけをするのかなというふうに思うのです。ですから、先ほどC委員も言いましたけれども、これを見てどういう印象を受けるのか、言葉はすごく大事だと思いますので、ぜひ載せていただきたいと思います。

○委員長 やはり、家庭というものが大事なので、それを前面に出さなければいけないだろうということですね。

○C委員 何度も繰り返しになるのですが、僕は現行案でいいと思っているのです。多少いじらなければいけないところはあるのかもしれませんが、僕は現行案が好きですけどもね。

○委員長 前に議論をしてつくったということがありますからね。僕も好きなのです。

○C委員 思い入れがあるのです。

○委員長 ほかの委員はいかがですか。

○F委員 どういうふうに理解をすればいいのか、言葉の解釈の話になるかもしれませんが、基本目標3の基本施策2の中の子どもが安心して過ごすための居場所づくりで、子どもが安心して過ごすことができる学校施設づくりというのは何かなと思っているのです。子どもが安心して過ごせる学校をつくるというのはどういうことなのか、どういうことを考えているのか、この言葉からは私はイメージできていません。施設づくりだと、こういう子たちがいられる場所、こういう子たちがいれる場所を少しずつふやしていったって、今、放課後の居場所づくりということで、ミニ児童会館とか児童会館をふやしていったって、放課後の居場所づくりとか、ミニ児童会館とか児童会館をふやしていくということですが、学校の中身のことなのか、これが二つ並んでいることで、言葉をどう理解したらいいのか、私にはわかりません。

もう一つ、地域づくりのところで、青少年健全育成の取り組みの支援とあります。小学校の校長会などで話題になるのは、健全育成委員会という名前がつくものが結構いっぱいあるのです。中学校区での健全育成委員会があったり、地域、町内会の民生委員たちの健全育成という名前がついた会議があったりします。小学校ですと、健全育成だけではなくて、スクールゾーン実行委員会がありまして、最近では、そこで、健全育成も含めて、子どもの交通安全だけではなくて、いろいろな環境づくりのことも話題にするのです。

そこで、小学校長会でいつも話題になるのは、いつも同じメンバーが集まって同じ話をするのだけれども、招集される会議の名目は違うのです。これは何とかならないのかということが話題になります。教育委員会の管轄でもないし、どこにお願いしたらいいのかという問題です。

地域では、小学校関係者、中学校関係者、地域の方々、区役所の方々が集まって話題になるのはいいのですが、複数になって、同じようなことを考えていたり、行事をしたりということで、もちろん、それぞれがやっていることは、当然、意味があるし、歴史もあるのだけれども、今後、そういうものが少し整理されたらやりやすかったり、もっと中身のあるものになっていったりするのかなと思うのです。

○委員長 今、F委員から、二つの疑問が出されました。特に、基本目標3の基本施策2との関連で出されていますが、それについて、事務局で何かお話しできることがあればお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ここに挙げているものは、基本的に例示でございまして、実際にはこれからどんどんふえてくるものです。

それから、二つ目の似たような活動をやっている団体が複数あるということにつきましては、私どもの所管ではないところもありますので、内部で話をしていきたいと思っています。

○委員長 F委員、よろしいですか。

○F委員 例示ということで構わないのですが、いじめ対策、不登校の対応、人権教育の推進という学校教育の中でやらなければならないことかと思っております。施設づくりとフリースクール等の事業補助と、質が違うものが並んでいる気がします。例示で全く構わないのですが、この二つが並ぶと、僕自身は理解が難しいなと思っているのです。

○委員長 事務局から何かありますか。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） F委員がおっしゃるように、いじめ、不登校、人権教育云々とあるときに、学校づくりとなると、学校だけが浮き上がってしまいます。ここでも、学校、地域、そして家庭も当然出てくると思います。家庭については、先ほどの救済のところに入ってくるだろうと思っています。学校づくりは、地域と一緒に子どもが安心・安全に暮らすためには、誰か大人にすぐに相談できるような、学校でいう教育相談のようなことがあったり、学校だけではなくて、いろいろな地域の中で守られているという部分が入ったりするかと思います。ですから、学校施設づくりのところについて、学校を浮き上がらせないようにしながら、見えるような形もいいのかと考えていました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○副委員長 私は、基本目標3を起案された方の意図が何となくわかるような気がします。というのは、キーワードは子どもの権利です。基本施策2は、攻めといいますか、子どもの権利が侵害されないようなまちづくり、環境づくりをやっていきましょうということですので。いじめ、不登校、人権教育など、前に出ながら、子どもの権利が守られる環境をつくっていかうということです。そして、万が一、子どもの権利が侵害された場合には、基本施策1にあるように、権利の侵害からの救済をしていかうということで、表裏一体といいますか、関連性のある1と2ではないかと思います。強いて言えば、2のほうが前のような気がするのですが、そういう関係にあって、キーワードは子どもの権利ということだろうと思います。それをどう守っていくかということで基本目標3が置かれているような気がします。ですから、私はこの意図がわかるような気がします。皆様のご意見もわかるのですが、何となく意図は読めるような気がします。

○委員長 今の件に対して、C委員は言いたいことがあるのではないかと思います。

○C委員 僕らは、ここの委員なので、意図を読めるのは当たり前です。これを市民の人たちが目にしたときに、どう印象づけることができるかだと思います。ですから、市民の人たちが新たに目にしたときにどういう印象を持つか、そこまで深読みする市民がどれだけいるのかということは考えるべきかと思います。

しつこくて申しわけありませんが、例えば、権利侵害を起こさない環境の中で養育不安を抱える保護者への支援というのは、先ほど来言われているように、おなかの中に赤ちゃんを抱えているときからお母さんをどう支援していくか、子育て困難を抱えているお母さんを支援していくことが実は子どもの権利につながっていくのだというところもあると思うのです。そういうあたりも少しトーンダウンしてきているというか、次期の計画では余

り見えてきていないような気がするのです。

○委員長 答えられる範囲で結構ですが、高校生の意見も聞いてみたいと思います。今までの話を聞いて、どう感じましたか。

H委員、どうですか。

○H委員 私が家に帰って親と話しているときに、地域づくりとなると、町内会ということになると思うのですが、学校施設づくりとなると、学校に新たに物をつけ加えたり、施設自体を新しく作りかえるのではないかと、一見、そう見えると思います。しかし、実は、学校の中に自分の居場所、環境をつくるということなのだと感じたので、基本施策2の一つ目の丸の子どもが安心して過ごすことができる学校施設づくりの中に、環境というようなニュアンスのことも入れられたらいいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

I委員、どうですか。

○I委員 私も同じところですが、基本目標3の基本施策2の子どもが安心して過ごすことができる学校施設づくりで、安心して過ごせるような雰囲気を作ることも大事だけれども、それ以上に、大人の目もそうですが、中高生は同年代とか友達の間にも気になる時期なので、お互いに安心できるような空気をつくり合っていくということも大事です。ですから、大人だけで何とかしていくのではなく、子どもにも指導などをして、お互いが気持ちよく過ごせるようになっていったらいいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

G委員、どうぞ。

○G委員 子どもが安心して過ごすことができる学校施設づくりということですが、施設と学校を一緒にすると、どうしても捉え方がそうになってしまうのですが、少し話がかけ離れたところがあるかもしれませんが、学校というと、先生だけではなく、生徒もいます。先生から生徒だけではなくて、生徒から生徒へ、それこそピアサポートの部分もかなり大事になってくるのではないかと思います。ただ、生徒から生徒へというのは、現段階では限界があると思うのです。そこで、どうするかと考えたときに、生徒会から積極的に働きかけるといった方がいいのではないかと思います。

毎年12月ごろに、市立の8校でリーダー交流会をやるのです。前は、子どもの権利推進課の担当にも来ていただいてお話を伺ったのですが、その場で子どもの権利にかかわる話し合いをして、高校にその話を持ち帰って、実際に目安箱を置いておいて、幾らでも質問してくださいというピアサポートという面も大切になってくるのではないかと思います。

実際に、今年のリーダー交流会は、まだ話が決まっていないのですが、去年は市立合同ボランティアのことを話し合いまして、報告書をつくりましたという自慢話を先ほどいたしました。ですから、今年の当番校にかけ合って、そういう話があるのだということを、生徒から生徒へ働きかけてみたいと思います。

○委員長 今、高校生の委員から意見を出していただきました。そういう意見を聞いて、C委員、何か感じることはありませんか。

○C委員 言うことは一貫しているのですが、高校生の皆さんが思っていることを踏まえて言えば、2と3を一緒にすること自体に無理があるのではないかと思います。ですから、高校生の委員がおっしゃったように、非常に重要だと思っている部分は、それはそれでしっかり独立させていなければいけないし、それと権利救済や権利侵害を起こさない環境づくりというのは全く別物だと思います。それは全てが関連しているのですが、一つ切り離しておいたほうが良いと思います。

○D委員 それに伴って、前回、現行計画には地域という項目がなかったと私は聞いたのですが、これを見ましたら、地域づくりというものがありました。今回、それを期待していたのですが、同じく地域というものは、下のほうにほんのわずか出ている程度でした。

やはり、子育てというのは、よく言われているように、地域、家庭、学校の三つが成り立ってできると聞くのですが、そういう点で、今後、子育ての問題については、学校、保護者もありますけれども、地域というものは前面的に出していかないと、子どもの権利に関する条例を知っている、または、その内容を知っている割合は絶対に上がっていかないと。そういう点で、今後、もしこの計画を変更する場合には、ぜひ地域というものを大きく取り上げていただければと思います。例えば、広報さっぽろ等で、より多くの皆さんに知っていただくということも一つの手段ではないかと思っています。

先ほど出ました学校の組織の中で、青少年健全育成というものがあります。私が知っている限りでは、昔は、中学校区というものが頭についていまして、何々中学校区健全育成会という名称だったと思います。その前身は、非行化防止というような名前で、地域の方がそれぞれいろいろな立場で出られていたと思います。それについては、健全育成の取り組みの支援ということで、ちょっと別な角度になるかと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○J委員 次期計画について、基本目標1の基本施策2のところに教職員研修の充実が入ってしまして、基本目標3のところで、権利侵害に関しても、環境づくりは教育現場でなされるイメージでして、基本施策2のところで学校づくりとなっています。こう見ると、学校に対する負担が随分大きいし、学校に対してのものが多過ぎて、全体的に子どもの権利が普及されていませんし、子育てを一番している20代、30代に対しての普及は、基本目標1の保護者や子育て世代を意識した出前講座の充実でしかないのかと思うと、これは全然効果がないのではないかと思います。20代、30代の方が出前講座を頼むとはとても思えないですし、すごく忙しい中で、子どもの権利に関して関心を持ってもらうための取り組みをこの中のほかの項目で考えているのかというところがちょっと気になります。

あとは、前回、地域はどうなっているのかという質問をさせていただいたのですけれども、地域づくりが一番下の部分だけだとしたら、全てを学校現場に押しつけているのでは

ないかという感じがしました。

○委員長 この計画の中では、家庭あるいは地域が重視されていないという受けとめ方をせざるを得ないということでしょうか。

○J委員 はい。

○委員長 その点について、事務局ではどういうふうに受けとめますか。そんなはずはないと言いたいのでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 今後の計画策定に当たって、いろいろな取り組みを充実させるように、また、皆様も何かアイデアがありましたらお知らせいただければと思っています。

○D委員 民生委員の立場でよく出るのは、地域では何をするのかということですが、地域では子どもたちを見守っていくということが大きな一つだと思います。そういう意味で、この文言を入れていただければと思います。見守りというのは、地域の我々が子どもに対してできることではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 今、D委員が気になる言い方をされたのですが、お願いしたいと言いましたね。お願いではなくて、我々がつくっていくのです。そういう委員会だということをお忘れなく。

○B委員 現行計画から次期計画に移ったときの考え方の流れとして、普及は大事で、その後に権利を守る意識を向上というものが最初に来ています。その次に、侵害されたときの救済体制の充実というものが具体的にきて、その後、さらなる促進とか、実際に子どもが参加する環境づくりというものを持ってくる流れだとじっくりくると思います。普及と権利を守る意識の向上の中に、学校があり、家庭があり、地域があり、そういうことを網羅した細かい内容が入ってきます。権利が侵害されたときの救済体制としては、救済委員がいるようなところや、そういうところとの連携とか、行政の一番大事なところですね。スピードとか、漏れがないように救済できる体制を整えるということを網羅したものが具体的にのる。最後のほうに、さらに促進して参加できるような環境づくりというところに、また学校と家庭と地域が入ってくるということです。せっかく変えるのであれば、具体的にわかりやすくなっていかなくてはいけないと思うのです。そうでなければ、現行のもののほうが、より具体的な言葉が入っているという気がします。これを見ると、出前講座をしたいのだなという感じがちょっとします。

○委員長 今のB委員の意見に対して、事務局から反論はありますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 今回、条例の中身まで知っている方が減少したということで、皆さんに語りかけるような取り組みが重要かと考えまして、出前講座をもっとやっていかななくてはいけないという意味のあらわれでございます。

○F委員 学校だけに押しつけているのではないかと感じていただいて、すごくありがたかったです。学校というのは、子どもが目の前にいて、対象になる子がいますので、そこが一番大事な場所だと我々も思っています。ただ、小学校を考えると、地域の中で小学校

の保護者はほんの一部なのです。今の高齢化社会を考えると、学校教育のことを地域の方にわかっていただくということを心がけていろいろ取り組んでいて、先ほどの見守ることも含めて、本当に学校は地域の方に助けられています。それでも、地域の町内会とかいろいろな動きの中でいろいろな難しさもあって、子育てが終わった働き世代とか、先ほど話題になった20代の若い世代、その人の目を学校に向けるということは、なかなか難しく、学校としては現実的ではないのです。将来、自分の家庭で子どもが生まれてとか、子育てがひと段落したのだけでも、札幌の子どもたちのためにというふうに目を向けてもらうということですね。出前講座についても、それを要望する集団がなければ、個人で出前講座を希望しますという人はいないと思います。ですから、そういうところにかかわっている人たちがどれだけいるのかということを考えると、出前講座も一つの方法だと思いますけれども、そういう人たちに、子どもの権利のことや実際の救済のことを知っていただくというのは、もう少しみんなでアイデアを出さなければだめなのかなと思いました。もちろん、学校からの発信もありますけれども、そう思いました。

○H委員 先ほどから出前講座という話があるのですが、私は高校に入ってから、権利に関するパンフレットみたいなものは一回も見えていません。小学校、中学校までは配られていた記憶があるのですが、高校に入ってから一回も見えていません。小学校、中学校のものは平仮名が多くて、保護者はちょっと読みにくいかなという気がしていたのですが、高校生向けのものとは一般向けの一緒のものだと思っていたのですが、高校生に配ることによって、子どもが親と一緒に考える機会が増えることによって、保護者の間で、子どもがこういうものを持ってきたのだという話も増えると思います。出前講座とか何とかと言う前に、子どもと親とのかかわり方というところから始めていくべきではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

大事なことです。

G委員は、先ほどからじっと耐えて発言を待っておりましたね。

○G委員 出前講座も大切だと思うのですが、事務局から積極的に働きかけていくことのほうが大切ではないかと思います。先ほど、出前講座は若い世代が頼むはずがないとおっしゃられていまして、実際にそうだと思います。働いている世代がいつ時間をとれるのか、休みの日は休みたいので、出前講座などは頼まないと思うのです。

高校に入ってからリーフレットなどをもらったことがないという話がありましたが、新川高校でも配られていません。職員室前にリーフレットが山積みになっているスペースにも子どもの権利にかかわるものは見たことがないので、子どもに持たせても親まで届かないケースも多々ありまして、かばんの奥で蛇腹状になってそのままというのが大多数だと思うのです。ですから、例えば、高校であれば、通知表を郵送するときに、1枚、リーフレットを封筒に入れるという押しつけ作戦を考えると、若干効果があるのではないかと思います。

また、若い世代は出前講座を頼むはずがないというところから、若い世代にはどうしたらいいかと考えると、ツイッターなどSNSの存在は大きいと思います。札幌市広報部のアカウントがありますね。私は常日ごろチェックしているのですが、ああいう中にも子どもの権利に関する話題が出てこないなと思っていますので、そういうところで情報をアップしていてもいいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

地道な活動が要求されるんですね。

ほかにどうでしょうか。

○I委員 先ほどから皆さんのお話を伺っていて、子どももそうですし、子育てをしている20代、30代のお母さん方にも力を入れて広報、普及をしていったほうがいいと思いました。

資料5の2ページで権利条例の認知度を見たときに、下の割合で見ると、やはり30歳から39歳までは半分以上の方が知らないと答えています。半分以上も知らないと答えているのは、小学生とこの年代だけなのです。そう見ると、子どものためになるものとして条例があるのに、それを知らない親がたくさんいるというのはもったいないのではないかと思います。やはり、子どものために親も一緒に考えていくということが大事だと思いました。

○委員長 どうもありがとうございます。

今日は、資料4に係る問題と、さらに資料5に係る問題もやろうと思ったのですが、時間の関係で資料5に入ることは難しいと思います。そういう意味では、もう少し時間がありますので、資料4の関係で、話しておきたいことがありましたら、出していただければと思います。

○B委員 読み込みが浅くて申しわけないのですが、現行計画のフリースクールについては、次期計画でもフリースクールという言葉が入っています。そして、中高生の居場所というのは、青少年健全育成の取り組みへの支援と考えていいでしょうか。

前回、待機児童や、まだ学校にかかっていない幼児の子どもたちの権利についての話し合いがされたのですが、それは、育児不安を抱える保護者への支援というものが現行の計画に入っているのですが、次期計画のおなかに赤ちゃんができたときから学校に入るまでの間の子どもたちの対策はどこら辺に入っていると理解したらいいですか。

○委員長 今の質問に対して、事務局ではいかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本目標1の基本施策1のところと、基本目標3の基本施策2の安心して過ごすための地域づくりのほうに入っているイメージです。ただ、ここは表現が不足していますので、次回以降に盛り込ませていただきたいと思います。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 1点追加させていただければ、この計画の中では、育児不安ということで、児童家庭支援センター等が載っているのですが、先ほ

ど申し上げました全体計画、未来プランの子育て支援の計画のほうに、産後鬱のケアとか妊産婦の全戸訪問は載ることになります。その辺は、私どもも工夫をして、再掲で推進計画のほうに戻すような工夫をさせていただきたいと思いますが、産後鬱などに関しては、子育て支援の計画、すなわち未来プランでは第3章に載るイメージになっております。

○委員長 よろしいですか。

○B委員 次回ということで結構です。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 第3章の全体計画の基本目標の3に載ってまいります。

○B委員 子どもの権利条例は、生まれたときから若者までということなので、その辺を網羅したような言葉が入るのはいいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○G委員 1点質問なのですが、現行計画の基本目標4の基本施策1の子どもの参加による広報・普及活動の充実というのは、子どもがアイデアを出して、こういう広報をやったらいいいということでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 子どもの参加による広報・普及活動の充実というところで、主な取り組みとしては、子どもの権利の日の事業です。実施状況報告書の12ページに、さっぽろ子どもの権利の日の事業、子どもまちづくりコンテストや、メディアを活用した広報啓発として、ニュースレターなどがございます。また、11ページにもパンフレット等がございます。

○G委員 子どもの参加によるというのは、例えば、こういう場で計画した行事などに子どもが参加するということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 子どもが企画から参加をしていくということです。

○G委員 それは、次期計画のどの部分になるのでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 1の1、2の2です。

○G委員 やっぱ、その部分が薄まっているのではないのでしょうか。子どもの参加の機会と書かれると、子どもが参加して何かやるというニュアンスが薄まっている気がするのです。子どもがみずからやるということが大切だと思うのです。ですから、わかりにくくて申しわけないのですが、子どもがみずから自発的にという部分は、札幌市のどの計画でも薄まっていると思うのです。子どもみずから働きかけるというニュアンスがですね。うまく伝わらなくて申しわけないのですが、そういうニュアンスが盛り込めるといいのではないかと思います。

○委員長 今の意見について、事務局のほうでは理解できましたか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 理解いたしました。

○D委員 今のことについて、一番インパクトが強いのは子ども議会ですね。広報さっぽろとか新聞で見かけて、これはインパクトが強いなと感じました。

○Ｃ委員 最後に一言だけいいですか。

トータルして言うと、次期の子ども未来プランというか、子ども・子育て事業計画の中にある程度吸収されていく部分もあるかと思っているのです。その中でどう位置づけるかということのせめぎ合いの中でこの推進計画が出ていると思うのです。確かに、連動しなければいけないし、ある程度統合的に、計画の中でどう位置づけられるかということは非常に重要なポイントだと思いますが、目減りしたイメージとかトーンダウンしたイメージが受けとめられるような記載の仕方ではまずいと思っています。それは、目標が三つでも四つでも五つでも、それは余り重要なことではなくて、何が記載されているかということと、どこにインパクトを置くかということをもう少し検討していただきたいと思います。

○委員長 強い要望だと思います。

まだ意見があるかと思いますが、予定していた時間が参りましたので、今日はこの辺で議論は終わりにしたいと思います。

今日、皆さんから出たいろいろな意見を踏まえて、事務局のほうで推進計画をさらに練り直してきていただいて、次回、それをもとに議論をしたいと思います。

それでは、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 次回の委員会は6月下旬を予定しております。正式な日程につきましては、改めて通知をさせていただきたいと思います。

なお、本日、皆様に配付しました調査結果の報告書は、次回も参考資料として使用する可能性がございます。次回以降、予備を何部かご用意いたしますので、ご持参いただかなくても結構です。あるいは、本日置いていただければ、事務局でお預かりし、次回、またこの席にお持ちしたいと思っております。

以上でございます。

3. 閉 会

○委員長 それでは、皆様方には、熱心に議論をしていただきまして、ありがとうございました。

今日の委員会はこの辺で終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上